匝瑳市農業委員会総会議事録

- 開催日時 平成29年5月10日(水)午後3時から午後4時30分まで 1
- 2 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室 開催場所
- 出席委員(26名) 3

1番 佐藤正剛委員 塚本 3番 繁 雄 委員 5番 大 木 章 寿 委員 石 毛 7番 甲子男 委員 9番 今 井 睦 子 委員 11番 大 木 丈 雄 委員 13番 椎名 正 和 委員 15番 伊藤 喜 信 委員 17番 大 木 寛 委員 19番 熱 田 幸 子 委員 22番 菱 木 信 治 委員 24番 石 井 敏 雄 委員 2.6番 鈴 木 正 夫 委員 2.7番 伊 藤 定 夫 委員

2番 穴 澤 久 男 委員 4番 安藤幸春委員 6番 佐藤喜巳委員 司 武 幸 委員 8番 郡 田 利 之 委員 10番 石 12番 伊 藤栄 治 委員 14番 Ш 﨑 幸 治 委員 古 浩 16番 久 委員 邉 弘 仁 委員 18番 渡 口京 20番 子 委員 大 木 一 夫 委員 23番 25番 椎名勝 英 委員

- 4 欠席委員(1名)
 - 21番 太 田 忠 治 委員
- 5 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
 - 議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1 件

5件

- 議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について
- 議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ いて (別冊)
- 議案第7号 平成29年度第1次農用地利用集積計画(案) について (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)事務局員3名 市産業振興課職員2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年5月農業委員会定例総会を開会いたします。

本日は、太田会長が欠席のため、菱木会長職務代理から御挨拶をお願いいたします。

菱木会長職務代理

委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。

委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷 心より感謝申し上げます。

事務局 議長につきましては、匝瑳市農業委員会会議規則により、会長が務めることとなっておりますが、会長欠席のため農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、以降の議事進行は菱木会長職務代理にお願いします。

議 長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて 御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、19熱田幸子委員、20番川口京子委員を指 名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申 請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。 事務局 それでは、議案第1号の番号1番から6番までと8番は所有権移転に関する件、番号7番は使用貸借権の決定に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から8番までを議案書を基に朗読】

番号1番から8番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 以上で議案の説明を終わります。

- 議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 11番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており保有する労働力から みても問題ないと思われます。
- 9番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 12番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており保有する労働力から みても問題ないと思われます。
- 20番 番号4番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 4番 番号5番と6番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るものです。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 19番 番号7番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われます。 番号8番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われます。
- 議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打 ち切ることに御異議ございませんか。 (「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第2号、番号1番から2番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、畑計521㎡に店舗1棟用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、畑計70.91㎡に駐車場及び進入路用地として計画する ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。
- 6番 番号1番については申請地に店舗を建築し、番号2番は番号1番の店舗 に付帯する駐車場及び進入路としようと計画するものです。いずれの申請 地も農地区分は第3種農地相当と思われ、転用目的に問題ありません。
- 議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申

請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに 賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定 について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番から3番は、同一の譲受人です。店舗用地として、田と畑計1, 343㎡を借り受け、その他農地以外の土地計1, 622.88㎡と併せた2, 965.88㎡の区域により計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として、畑558㎡を借り受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、駐車場用地として、畑382㎡を譲り受け計画する ものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

- 議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いしま す。
- 27番 番号1番から3番について、申請地を店舗用地として計画するものです。 農地区分についても第3種農地相当と思われ、転用目的に問題ないと思い ます。

番号4番について、申請人家族は現在妻の実家に妻の両親、妹と住んでいます。今回、申請者家族で生活するための専用住宅を計画するものです。 転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

26番 番号5番について、申請者は申請地の近隣で自動車解体業を営んでいますが、既存施設が手狭となったため事業用の駐車場を計画するものです。申請地は第1種農地相当で例外事項に該当すると思われます。転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに 替成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

- 議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出に ついて」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。 あっせん申出番号1番については、畑2筆を賃借したいとのことです。
- 議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に11 番大木丈雄委員、14番山﨑幸治委員を選出したいと考えますが、御異 議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん 委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に11番大木丈雄委員、14番 山﨑幸治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。 よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成28年度の目標及びその達成 に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。原案のとおり 決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。

議長 次に、議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございません か。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め、議案第6号「平成29年度の目標及びその達成に向

けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第6号「平成29年度の目標及びその達成 に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。原案のとおり決するこ とに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決しました。
- 議長 次に、議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、去る5月8日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

- 2番 本件につきましては、去る5月8日、午後2時より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年4月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第1次農用地利用集積計画案を審議いたしました。計画案の内容につきましては、利用権設定関係23件、対象面積合計117,985㎡、所有権移転関係7件、対象面積合計31,971㎡でございます。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願いします。
- 議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本議案には、大木一夫 委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律 第31条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて 案件ごとに審議、採決します。

最初に第1の利用権設定関係の番号14番を議題とします。大木一夫委員は退席をお願いします。

(大木委員退席)

議長 大木委員が退席しましたので、第1の利用権設定関係の番号14番について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第1の利用権設定関係の番号14番の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号14番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。 原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。 よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(大木委員着席)

議長 大木一夫委員が着席されましたので、引き続き議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。第1の利用権設定関係の番号14番を除き、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第7号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて第1の利用権設定関係の番号14番の農用地利用集 積計画を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の番号14番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第7号「平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について」の 第1の利用権設定関係の番号14番を除き、原案のとおり決することに賛 成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解 約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりで す。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理 しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

8件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第5号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について (別冊)

議案第6号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

議案第7号 平成29年度第1次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年5月10日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。